第八管区海上保安本部公示第15号

水路業務法(昭和25年法律102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年 4月 8日

第八管区海上保安本部長

久田 隆弘(公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
- (1) 名称 鳥取県中部総合事務所県土整備局
- (2) 住所 鳥取県倉吉市東巌城町2
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
- (1) 区域 泊漁港(別添付図参照)
- (2) 期間 令和7年4月16日から令和7年8月8日まで
- 3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則(昭和25年運輸省令第55号)第6条に定める標識を掲揚

第八管区海上保安本部 公示第 15 号 関連付図

